

標識の掲示

建設業の許可を受けた者は、その店舗及び建設工事の現場ごとに、**公衆の見やすい場所に、標識(建設業の許可票)**を掲げなければなりません。

なお、標識の様式については、店舗用標識としては図1、工事現場用標識としては図2のものとするよう定められています。

図1：建設業者が標識を店舗に掲げる場合

様式第28号（建設業法施行規則第25条関係）

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
一般建設業又は 特定建設業の別	許可を受けた 建設業	許 可 番 号	許可年月日
		国土交通大臣 知事 許可()第 号	
		国土交通大臣 知事 許可()第 号	
		国土交通大臣 知事 許可()第 号	
この店舗で営業 している建設業			

40cm以上

35cm以上

記載要領

「**国土交通大臣
知事**」については、**不要のものを消す**こと。

図2：建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合

様式第29号（建設業法施行規則第25条関係）〈今回改正〉

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
主任技術者の氏名	専任の有無		
	資格名	資格者証交付番号	
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号		国土交通大臣 知事 許可（ ）第 号	
許可年月日			

25 cm以上

35 cm以上

記載要領

- 1 「主任技術者の氏名」の欄は、建設業法第26条第2項(監理技術者の設置)の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 2 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項(工事現場ごとに専任を要する技術者)の規定に該当する場合に、「専任」と記載すること。
- 3 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等(例：一級土木施工管理技士、一級管工事施工管理技士等)を記載すること。
- 4 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第4項(専任を要する監理技術者)に該当する場合に、当該監理技術者が有する監理技術者資格者証の交付番号を記載すること。(専任を要する監理技術者の場合のみ記載する。)
- 5 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業(業種)(例：土木工事業、管工事業等)を記載すること。
- 6 「国土交通大臣知事」については、不要のものを消すこと。

(参考) 許可番号について

佐賀県知事 許可 (般 - 24) 第 000001 号

↑ ↑ ↑ ↑

許可行政庁名 一般建設業又は 許可年度(※) 業者番号
特定建設業の別

(※) 許可年度

許可の有効期限は 5年間 となっており、更新のたびにこの数字は切り替わります。

○ 現在有効な許可番号

許可年度「20」、「21」、「22」、「23」、「24」、「19」の一部(有効期間満了日以前のもの)

× 既に失効している許可番号

許可年度「18」以前、「19」の一部(有効期間満了日を経過したもの)

「許可の有効期間満了日」とは、許可のあった日から5年目の許可のあった日に対応する日の前日をいいます。

なお、当該期間の末日が日曜などの休日であってもその日をもって満了します。